平成２６年（フ）第６１号
富山市打出884番地、申立時の住所奈良県橿原市飯高町411番地の６
債務者　髙井　政秀
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
富山市打出884番地、申立時の住所奈良県橿原市飯高町411番地の６
債務者　髙井　好美
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字佐美19番地１　メゾンホワイトオーク106号、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津124番地１
債務者　田中　英行
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第７２号
福岡県小郡市小郡1167番地13　エスペラント田中Ｂ―102号
債務者　江崎　文則
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1118番地２
債務者　古賀　康雄
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７５号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1118番地２
債務者　古賀　一枝
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７６号
福岡県久留米市本町15番地10　二村ビル305号
債務者　天本　利文
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１５７４号
大阪府八尾市萱振町３丁目１番地の３
債務者　相原　磨理（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８３号
大阪市生野区林寺２丁目21番３―109号
債務者　庄部　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２６号
大阪市港区築港４丁目２番20―105号
債務者　野坂　和広
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７２号
大阪府大東市南津の辺町10番18号　メゾン中村Ⅱ303号
債務者　新垣　克幸（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７号
愛知県蒲郡市形原町下市５番地４
債務者　鴫原正人こと　シギハラ　マサト
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６６号
愛知県蒲郡市形原町北浜27番地１　県営形原住宅２―208
債務者　尾崎　太祐
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７７号
愛知県豊橋市神野新田町字チノ割15番地６　201
債務者　佐々木博巳
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８６号
愛知県豊橋市西浜町13番地17　201
債務者　鈴木　里枝
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３７５２号
東京都中野区南台４丁目26―10―205
債務者　小笠原　健
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部